**暫定ケアプランの**

**取り扱いについて**

**C:\Users\kobayashi\Pictures\title.jpg**

**高齢者介護課**

平成27年10月1日

**暫定ケアプランの取り扱いについて**

要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請（入院中等で介護保険を使っていない状態で、

認定結果が出てから介護（予防）サービス利用予定の者を除く）や認定の更新申請を行ったが、

何らかの理由により認定審査会が遅れるうちに認定の有効期限が切れ、認定の処分延期により

介護（予防）サービスを利用している場合等、被保険者が、緊急時や何らかの理由により、

申請から認定結果が確定するまでの間に介護（予防）サービスの利用を希望している場合は、

市町村に届出のうえで、※居宅事業所、一部委託の居宅事業所に暫定ケアプランを作成して

もらい、それに基づきサービスを利用することができるとされています。

暫定ケアプランの作成等については、注意事項に留意し、以下の要領で行ってください。

※平成27年10月1日 から適用とする。

※　居　宅　届・・・居宅サービス（介護予防）計画作成依頼届出書

包　　　括・・・地域包括支援センター

居宅事業所・・・居宅介護支援事業所

* 下線部分については、平成23年12月9日付第1658号

「暫定ケアプランについて」から変更された部分

**暫定ケアプランに伴う負担割合証について**

新規で認定申請をされる被保険者の負担割合証の発送について、通常は認定結果が出てから

被保険者証と一緒に負担割合証を送付しますが、介護度が確定する前に暫定ケアプランで

介護（予防）サービスを利用される場合は、認定申請と同時に介護保険負担割合証の交付を

申請していただくと、「被保険者証」よりも先に「介護保険負担割合証」の交付が受けられ、

負担割合の確認が取れます。

認定を受けていない第1号被保険者で、必要な方は申請により介護保険負担割合証を交付します。

なお、市町村間の転出入があった場合に、転入先市町村において改めて負担割合の判定を行う

必要がありますが、これを迅速に行うために、「受給資格証明証」が発行され、負担割合に関する

情報も記載されることになっていますが、転入世帯の状況に基づき改めて判定することになるので、

参考程度の情報であることになりますので、注意が必要です。

また、保険料の滞納により給付制限を受けている方にも所得に応じた割合で判定されますが、

制限期間中は被保険者証の表面「給付制限」に「給付額減額」の記載がある場合は、記載された

負担割合が優先されます。給付制限の期間が終了した場合は、所得に応じた負担割合になります。

**注　意　事　項**

　　　新規申請で、暫定ケアプランを作成する場合は、すべて包括へ事前協議を行って下さい。

　　　区分変更申請した場合も、申請日から引き続きサービスを利用する場合は、事前の暫定ケア

プランの提出が必要です。

　　　暫定ケアプランでサービスを受ける場合は、暫定であることを介護家族、介護サービス事業者

の両方から了承してもらうことが大事です。ただ、介護認定の結果、想定していた要介護度

より実際認定された要介護度が低い場合、限度額の差額分は全額自己負担となります。

要介護度を過大に見積もり過ぎないよう注意が必要です。

　　　要介護、要支援どちらの認定結果が出るか判断が困難な場合については、居宅事業所と包括

で事前協議等を行い連携を取ってどちらに認定されても対応できるようして下さい。

　　　サービス担当者会議について、暫定ケアプランの原案を作成し、要介護（要支援）を見込んだ

場合でも要支援（要介護）の可能性も予想される場合は、随時その必要に応じ包括又は居宅

事業所へ相談し、サービス担当者会議には居宅事業所及び包括の職員が出席して開催して下さい。

その際は、暫定ケアプランに包括職員、居宅事業所職員各連名で署名を残して下さい。

　　　暫定ケアプラン期間中でもモニタリングの実施等を行っていなければ原則減算となります。

運営基準を厳守して下さい。

　　　暫定ケアプランは、認定の結果が出るまでの一時的なプランなので、認定後は、サービス担当者

会議の開催や各事業者への照会により、ケアプランの修正の必要性等を確認の上、速やかに

確定プランを作成し、暫定から確定プランへ移行したことを明らかとするため、家族や利用者

へ説明し同意を得て、利用者及びサービス担当者へ交付し、その旨を支援経過等へ記録して下さい。

**嘉麻市では、**

**居 宅 届　 = 高齢者介護課へ届出をした日が受領日**

居宅届は、要介護（要支援）認定の申請時に、もしくは、居宅（介護予防）サービス計画の作成

を依頼する事業所が決まり次第、すみやかに嘉麻市高齢者介護課 介護給付係へ提出して下さい。

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入

の上、必ず嘉麻市高齢者介護課　介護給付係へ届け出てください。

届出のない場合は、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担にしていただくことがあります。

**要介護認定**の可能性が高い場合

**（１）暫定ケアプランの作成**

1. 新規申請、区分変更申請の暫定で介護サービスを利用する利用者は居宅事業所と契約を

交わし、暫定ケアプランの作成を依頼して下さい。

その際、負担割合証が必要な方(新規申請、転入後すぐに区分変更申請、紛失した場合等)

は負担割合証の交付申請をします。

　　　②　居宅事業所は、包括へ連絡をし、連携をはかったうえで暫定ケアプランを作成し、

利用日前までに、居宅届と暫定ケアプラン（写）を高齢者介護課 介護給付係に提出して

下さい。

**（２）認定後の取扱い**

**要介護認定の場合**

　　　 居宅事業者が「居宅サービス計画」を作成し、給付管理業務を行います。

利用者には、利用日前に提出された届出書に基づき、居宅事業所の名称が記載された

被保険者証、負担割合証（新規の場合）が郵送されます。

**要支援認定の場合**

　　　　 居宅事業所は、包括と速やかに連絡をとり、包括が遡って「介護予防サービス計画」を

作成し、居宅届を高齢者介護課介護給付係に提出してください。

（暫定ケアプラン作成時に包括と連携していた場合に限り届出日は、居宅届の届出日に

遡ります。）

給付管理は包括が行い、利用者と居宅事業所との契約及び利用日前に提出された届出書は

無効として取り扱います。

ただし、居宅事業所が委託を受けて「介護予防サービス計画」を作成することができ、

包括が確認し委託の承認ができる場合については、委託を受けた居宅事業所が遡って

計画を作成します。

**要支援認定**の可能性が高い場合

**（１）暫定ケアプランの作成**

　 ①　新規申請、区分変更申請の暫定で介護（予防）サービスを利用する利用者は包括と契約を

交わし、暫定ケアプランの作成を依頼して下さい。

その際、負担割合証が必要な方(新規申請、転入後すぐに区分変更申請、紛失した場合等)

は負担割合証の交付申請をします。

②　包括と居宅事業所は協議を行い、要支援の暫定ケアプランを作成します。

③　包括は、利用日前に居宅届と暫定ケアプラン（写）を高齢者介護課介護給付係へ提出して

下さい。

**（２）認定後の取扱い**

　　　 要介護認定の場合

　　　 包括は、利用者を居宅事業者へ速やかに引き継ぎます。

居宅事業所は遡って「居宅サービス計画」を作成し、居宅届を高齢者介護課介護給付係に

提出して下さい。（この場合の届出日は、居宅届の届出日に遡ります。）

給付管理は居宅事業所が行い、利用者と包括の契約及び利用日前に提出された居宅届は

無効として取り扱います。

要支援認定の場合

　　　 包括が、「介護予防サービス計画」を作成し、給付管理業務を行います。

ただし、居宅事業所が委託を受けて「介護予防サービス計画」を作成することができ、

包括が確認し委託の承認ができる場合については、委託を受けた居宅事業所が遡って

計画を作成します。

利用者には、利用日前に提出された居宅届に基づき、包括の名称が記載された被保険者証

負担割合証（新規の場合）が郵送されます。

認定結果が**非該当（自立）**の場合

認定までに利用した介護（予防）サービス利用料は、介護保険からの給付は行われず、利用者の

全額自己負担となります。

利用者と居宅事業所又は包括との契約は無効として取り扱います。

認定結果、負担割合は、必ず被保険者証、負担割合証を見て確認するようにして

下さい。

思い込み、勘違い、聞き間違いにより、利用者に多大な負担がかかる事のないようにして下さい。



「まさか要支援が出るとは思っていなかった…」

などの理由で包括へ事前協議等をせず、結果、要支援

となった場合、事業所は届出日に遡れず、

給付管理ができなくなります。

様々なパターンが予測されますので、お手数ですが不明

な点などありましたらお問い合わせ下さい。

**暫定ケアプラン提出書類**

**居宅サービスの場合**

第１表　居宅サービス計画書（1）　　★（暫定）と記入して提出して下さい。

（状況に応じて）包括職員がサービス担当者会議出席者の署名

第2表　居宅サービス計画書（2）

第3表　週間サービス計画表

第4表　サービス担当者会議の要点

第6表　サービス利用票（兼居宅サービス計画）

第7表　サービス利用票別票

居宅サービス（介護予防）計画作成依頼届出書

状況に応じて第5表 居宅介護支援経過

**要支援**

介護予防サービス・支援計画書　　★（暫定）と記入して提出して下さい。

（状況に応じて）居宅事業所職員のサービス担当者会議出席者の署名

介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

第6表　サービス利用票（兼居宅サービス計画）

第7表　サービス利用票別票

居宅サービス（介護予防）計画作成依頼届出書

※利用者等から同意をもらった（署名、押印）写しを提出して下さい。

**暫定ケアプランに関するＱ＆Ａ抜粋（厚生労働省通知）**

**暫定ケアプラン**

Ｑ 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度 (要支援度）

が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、

その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

Ａ いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。

したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、

居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら

作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際､居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに

要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）

に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、

要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、

当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことが

ないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付

がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている

事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

**ＱＡ発出時期等**

**H18.3.27〔介護制度改革information vol.80〕**

**平成18 年4 月改定関係Q＆A(vol.2) 52**

**認定結果が遅れた場合の請求**

Ｑ 要介護認定申請と同時にサービスを利用するために暫定ケアプランを作成しサービスの利用

を行ったが、利用実績等をケアマネージャーが管理していた場合、月末までに認定結果が出

なかった場合は給付管理票等の作成ができないので報酬の請求ができないと理解してよろしいか。

Ａ 貴見のとおり。この場合、認定結果が判明した後、翌々月に暫定ケアプランを確定させた上で

請求を行うこととなる（ただし、翌月の請求日までに認定結果が判明すれば請求できる）。

なお、要介護認定がされていない段階で報酬を請求しても、市町村の受給者情報との突合がで

きないので報酬が支払われることはない。

**ＱＡ発出時期等**

**H12.4.28 事務連絡〔介護保険最新情報vol.71〕介護報酬等に係るQ&A vol.2 Ⅳ２**

**暫定ケアプランの給付管理**

Ｑ 申請を4 月中旬に行うと、結果通知が5 月中旬頃になる。4 月中旬の申請時から暫定ケアプラン

に基づいてサービスを利用した場合は、4 月分と5 月分の給付管理票をまとめて6 月10 日まで

に国保連合会へ提出し、現物給付にすることは可能か。あるいは4月分は償還払いとなるのか。

Ａ 4月と5月の分をまとめて6月10日に国保連合会へ提出することになる。事業者への支払時期

は遅くなるが、現物給付は当然可能。

**ＱＡ発出時期等**

**H12.4.28 事務連絡〔介護保険最新情報vol.71〕介護報酬等に係るQ&A vol.2 Ⅳ３**

**請求方法**

Ｑ 要介護認定申請と同時にサービスを利用するために、暫定ケアプランを作成してサービスを利用

したが、月末までに認定結果が通知されなかった場合の取扱いについて

Ａ 認定結果が判明した後、翌々月に暫定ケアプランを確定させた上で請求する。ただし、翌月の

請求日までに認定結果が判明すれば請求できる。

**ＱＡ発出時期等**

**H15.5.30 事務連絡、介護報酬に係るQ&A 5**



**各問い合わせ先**

**令和4年3月1日現在**

**嘉麻市福祉事務所 高齢者介護課 介護給付係**

Tel　 0948-42-7431（直通）

Fax　0948-42-7093

**嘉麻市福祉事務所 高齢者介護課 介護認定係**

Tel　 0948-42-7431（直通）

Fax　0948-42-7093

**嘉麻市高齢者相談支援センター(地域包括支援センター）**

Tel　 0948-42-7434（直通）

Fax　0948-42-7094